

研究所とのNet Work

所報

Aichi Labor Institute

もくじ

巻頭辞

P 2

軍事研究はいかなる意味で「学問の自由」に反するのか

前田 定孝 P 3～

東芝粉飾決算と労働運動

大木 一訓 P 9～

16春闘と愛労連 臨時大会の議論

知崎 広二 P 19～

「最低生計費」試算調査の中間発表にあたって 愛労連

P 22～

読書紹介 遠藤公詞『これからの賃金』

杉山 直 P 25～

愛知労問研 186号を読んで

T生 P 27～

団体会員の紹介①

自治労連愛知県本部 P 31

労働情報この2ヶ月 1/1～2/29

編集部 P 32～

研究所だより

編集部 P 36



● 第187号

◎ 2016年3月15日

愛知労働問題研究所

巻頭辞 トランプ・サンダース現象を考える

今年 11 月に予定されているアメリカ大統領選挙の本番を前にして、異端・泡沫と言われた候補者が大健闘している姿に、アメリカのみならず世界の問題をさらっている。周知のようにアメリカでは、長く伝統的な二大政党制の下で、フットボールのように「政権交代」が繰り返されてきた。日本のように「1 強多弱」ではない。では多様な意見をどのように収斂されているか。

従来アメリカ大統領選挙では、共和党、民主党の予備選を経て選ばれた候補者が「閏年」11 月の本選挙で決められていた。全州で獲得した選挙人の数を合計し、獲得総数が多い候補者が勝利する。有権者の投票数の比が直接反映される制度ではないため、過去には何回か、一般投票での次点候補が当選した。

これまでは、大統領現職の失政への反動で、対立政党の候補が大統領に選出されることが多い。だから今回は共和党候補が有力なはずだが事は簡単ではない。昨年の秋には、ブッシュやクルーズの名が取りざたされたが、今や彗星の如く登場した共和党では不動産王トランプ氏、民主党では民主的社会主義者を自称するサンダース氏の健闘である。勝手な推測であるが、これからの選挙戦は共和党はトランプ氏とおそらく最終的には生き残るであろうクルーズ氏、民主党はヒラリー氏とサンダース氏、この 4 氏を軸に進められて行くであろう。

本選挙に誰が登場するかで全米の有権者の投票行動にも影響を与えるのは必至である。今回の大統領選挙が、これまでの大統領選挙では民主・共和両党のガチンコ勝負であるならば、クルーズ氏とヒラリー氏との対決となり、共和党が巻き返す余地もあろうが、そういう方向には向かってはいない。

それは私たちからすれば格差の是正貧困の解消を掲げるサンダース氏の動向に興味はあるが、それ以上に気になるのは不動産王トランプが大統領になるかどうかである。というのは現在のトランプ人気が、ほんの少し前の大阪橋下維新の会への爆発的な人気とダブってくるからである。トランプ氏の主張は石原慎太郎氏と橋下徹氏を合体させたものとする理解しやすい。現代社会のポピュリズムを反映させたものである。石原氏や橋下氏は東京や大阪をむちゃくちゃにしたが、トランプ大統領になれば世界が破滅に導かれていく。アメリカ大統領は核兵器のボタンを押すことができる。理性なき人物に権力を委譲することはできない。現在の世界が、閉塞状況の中で排外主義と歪んだ国益第一主義がはびこっているのも事実である。欧州もフランス、ドイツ、イタリアで極右が台頭している。トランプ現象は対岸の火事ではない。直接我が身にも跳ね返ってくる。アメリカでの「騒動」が、単なる取り越し苦労でジョークで終わることを願ってやまない。ある意味目が離せない。

(さ)

軍事研究はいかなる意味で「学問の自由」に反するのか

前田 定孝

はじめに

「どうして軍事研究をしてはいけないのか？」という素朴な疑問に、現在どれくらいの方がコメントできるのでしょうか。職場の同僚の誰かが軍事研究に手を染めているのを見てしまった、という場合に、どんなリアクションが返ってくるのでしょうか。「そんな研究やってはいけないだろう」、「そんな恐ろしい研究に手を染めたくない」という素朴な、または倫理的な意見が、一方でありそうです。しかし他方では、「他人の研究に口を出してはいけない」という、別の意味での倫理的な意見が出てきそうです。

さらに、これは昨今の風潮だと思いますが、「軍事的な利用ができる研究をするのも『自由』だ」、「彼がどんな研究をしようが、それも『学問の自由』だ」、果ては「時代は変わった」という空気感があるような気がしてなりません。

さて、「どうして軍事研究をしてはいけないのか」という問いかけに対して回答を導く道筋は、おそらくいくつもあることと思います。たとえば上で述べたように、いわゆる研究倫理や個人の思想・信条で説明する方法もあるでしょう。まずはそのあたりから考えてみましょう。

1. 「競争的資金が当たった」という呪文——課題の設定

「どうして軍事研究をしてはいけないのか?」。「なぜいけないの?」と聞かれて、先輩方が学術会議等でそういう約束をしてきたから、あるいは東大確認書に書いてあるから。それでこの問いに対する回答になっているのでしょうか。

「ナノファイバーによる素材の高機能化」で豊橋技術科学大学が防衛省の「安全保障技術研究推進制度」に当たった日のニュースで報道された際に、同大学学長で日本学術会議会長の大西隆氏は、「時代は変わった。日本の国防に科学者が一定の手伝いをするのはありうるかなと思う」と語りました。この「世の中は変わった」という、いかにも大学の先生らしい思考停止的な意識は、かなりの程度大学教員のなかで、すでに蔓延しているものと思われます。「どうして軍事研究をしてはいけないのか」。このそもそも論を再理論化し、確認する作業が必要になっているような気がします。とくに、このことが「社会貢献」「産業との連携など」という魔法の言葉でいわれた場合は、なおさらです。

このままでは、「大学のセンセイはカネを握らせれば転ぶ」といわれるような時代にならないともかぎりません。

このようななかで、自然科学系、人文科学系、および社会科学系を問わず、それぞれの分野でそれぞれの専門用語で、そしてそれぞれの感覚で、それぞれの分野において「軍事研究ってどういう性格をもっているのか」という問いかけと、その過程を踏

また「軍事研究って、こんな理由でやってはいけないんだ」という、暫定的な回答が求められていると思われるのです。本稿では、この作業を、憲法学および行政法学といった、いわゆる公法学的な視点から行ってみたいと思います。

2. 「学問の自由」とは、憲法の教科書でどのように説明されているのだろうか

「学問の自由」という自由権も、近代立憲主義に基づく憲法でいう、いわゆる自由権に分類されます。そもそもここでの「自由権」とは、ありていにいえば「不自由からの自由」を意味します。「国家」というものが、その対象となる「社会」をうまく統治するためには、その「社会」のなかの人たちの、それまで行い得た「営み」の一部を制限せざるをえないという認識をもとにしています。

そこには、いわば人民が「国家を取り結ぶに先立って行い得ていた営み」を遂行すること全体が、「本来的に自由なもの」として認識されているのです。「学問の自由」とは、このような意味での「国家に先立つ営み」の一部なのです。明日突然、日本の国家が何らかの事情で消滅した場合、われわれ研究者は、研究という「営み」をやめるのでしょうか？ そんなことはありません。国家があろうとなかろうと、自分の仕事をするだけです。これは他の事業にもいえます。

それでは、「不自由」を課す「国家」なるものは、どのような理屈づけで「不自由」を強制するのでしょうか。そこでいう「自由権」すなわち日々の「営み」は、生まれながらにして譲り渡すことのできないものとして認識されています。他人が強奪することは許されません。しかし、たったひとりだけ、これを奪ったり制限したりできる人がいます。自分自身です。自分で決める。すなわち、「人民」自身が「正当に選挙された国会における代表者」を通じて自分の意思として自分の「営み」を制限するのです。間接的な自己決定を通じて制定された法律の制定は、国民個々人が自分で自分の基本的人権を制限しうる手続です。

なお、どういう場合に制限しうるのかも、見ておく必要があります。制限しなければならない場合とは、すなわち、ある人の「営み」が、他人の「営み」に迷惑を及ぼす場合です。卑近な例でいうと、重化学工業の通常の操業の過程で、毒性化学物質が煙突から排出され、それによって周辺住民がぜんそく等に罹患する場合です。そこでは、企業の「営業の自由」と周辺住民の「生命権・健康権」が真っ向からガチンコ対決します。このような複数の「国家に先立つ営み」が衝突する場合に、これを基本的人権相互の衝突ととらえて、「国会における代表者を通じて」制定された法律を根拠に、加害者の側に若干の「がまん」を強制する必要があるのです。

この場合に、国家による制限行為を必要ならしめるような迷惑除去の必要性こそが、「公共性」の内容です。ある者の通常の「営み」によって発生する社会の内部における「他者加害」を除去する公共性があるのかどうか、ここでのポイントです。

それを軍事研究に引き移して考えるとしたら、国家が軍事研究を研究者に委託する際に、その研究者のどのような営みを制限するのか、ということになります。そしてそこで正当化される「公共性」による制限は、必要かつ最少限度の合理的なものでは

ければなりません。この原則を「比例原則」といいます。この〈公共性〉を実現するためには、〈どんな場合に〉〈どこまでだったら制限できるのか〉という思考方法をとるのです。

〈自由権〉を制限するにあたっては、これらの要件の一つひとつが、厳密に適合するかどうかをチェックする必要があります。

それでは、「軍事研究」というものはどういう位置づけになるのでしょうか。

3. 「学問の自由」を論じる補助線——芦部信喜『憲法』は物語る

本来は、「軍事研究」とはどのようなものなのか、という事物の性質論から論じるのが正当であろうと思われます。しかしながらここは、逆に、「補助線」的に、憲法学でいう「学問の自由」がどのように論じられてきたのか、という視点から見てみましょう。その方がイメージしやすいと思われます。

「学問の自由の内容としては、学問研究の自由、研究発表の自由、教授の自由の三つのものがある」——安倍首相が、「そんな人聞いたことない」といって昨年度話題になった、芦部信喜さんの教科書の一節です^{*1}。そこではさらに、「学問の自由の中心は、真理の発見・探求を目的とする研究の自由である。それは、内面的精神活動の自由であり、思想の自由の一部を構成する。また、研究の結果を発表することができないならば、研究自体が無意味に帰するので、学問の自由は、当然に研究発表の自由を含む」^{*2}とされます。

この型紙を当てて考えた場合に、軍事研究とはどのようなものとして認識されるのでしょうか。

「真理の発見・探求を目的とする研究の自由」という場合に、ふとした疑問が出てきて、それをいろいろ調べたり、試してみるなかで、さまざまなことがわかってきます。そこでは、このような疑問を差しはさむ主体は、研究者個々人とは限りません。市民との対話のなかで出された疑問などを、いっしょに考えて回答を導いていくこともありうるでしょう。あるいは、そのいっしょに考える相手が、自治体や国の職員であることもあります。その意味では、個別の研究者にとって、その共同研究が、もちかけてきた者が環境省の職員であるのか、それとも防衛省の職員であるというくらいの違いしか認識できないのではないかという気がします。

しかしながら、同じ共同研究といっても、その共同研究をもちかけてきた者が環境省か防衛省かによって、若干の違いが出てくるように思われます。それは、上記で示した「学問研究の自由、研究発表の自由、教授の自由の三つのもの」で考えると、イメージできます。

最初の「学問研究の自由」そのものが〈他者加害〉を行う場合とはどんな場合でしょうか。危険な機器や薬剤を使用する場合、あるいは放射性物質を使う場合に、研究

*1 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法 第六版』（岩波書店、2015年）168ページ。

*2 同前。

者本人や大学の教職員の健康被害を発生させることはあるかもしれませんが。しかしそれは、「安全保障領域に特有の」ものではないように思われます。研究し、仲間内で報告しあうこと自体においても、さしたる〈他者加害〉は発生しそうにありません。

これに対して「研究発表の自由」となると、相当におもむきが異なります。すなわち、軍事機密に属することがらを研究したり実験したりして、その成果をどこかに発表することになります。そして通常その発表の機会は、研究者個々人が選択することになります。そしてその研究成果は、仮に専門分野の人しか接することが想定されないような科学者コミュニティにおいて発表されます。しかしながらこのような場合は、その気になれば〈社会〉全体の誰もがアクセス可能な場です。

そこでは、その研究成果は、対立する軍事的利益をともなう者に対してすらも、その研究成果を取得させることも可能です。防衛省との共同研究の成果をこのような場で発表するという行為は、すなわち国家機密を、いわば平場で敵に引き渡すことを意味するのです。

学会発表の場が国家機密情報であふれかえってしまう。それが、防衛省との共同研究の成果を不用意に学会で発表するという行為の意味するところです。

安全保障上の情報とは、控えめに見た場合、それは、一定の範囲の社会において、その人民によって結び結ばれた〈国家〉が、その存亡をかけて、同様に結び結ばれた他の〈国家〉との利害対立のなかで取得し、あるいはつくりだす、武力行使等に用いるための情報のことです。そのような情報は、その〈自国民〉の生命や安全を守るという〈公共性〉のもとで、国家の秘密のもとに置くことが求められるのです。それは、その情報を作成する者に対して何らかのしほりをかけるなかで可能となります。その情報が漏洩しないことが、国民の生存と安全を保障するのです。研究者の「研究発表の自由」は、このような自国民保護という〈公共性〉との関係で制限されるのです。

念のため、「教授の自由」にも触れると、その教授行為も、一般の「研究発表」と同視されるような場所での教授行為は制限されます。仮に可能であったとしても、次世代の同種の軍事研究を機密的な条件のもとで担当する者に対して教授するくらいしか許されなくなるのではないのでしょうか。

このように考えていくと、「学問研究の自由、研究発表の自由、教授の自由の三つ」のうち、「研究発表の自由」への影響をどうみることが、昨今の軍事研究と学問の自由をめぐる問題状況ではないかと、私は考えているところです。

4. 特定秘密保護法下の軍事研究

「研究発表の自由の制限」という場合に、現在の日本は、特定秘密保護法のもとにあることを忘れてはなりません。軍事研究という場合に、この法律は、学問の世界に非常に大きな影響を与えます。

たとえば、特定秘密保護法12条は、「その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについて」、「特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行う

ことが見込まれることとなった者」に対して、「適性評価」の実施を求めています。この「適性評価」とは、「特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項」「犯罪及び懲戒の経歴に関する事項」「情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項」「薬物の濫用及び影響に関する事項」「精神疾患に関する事項」「飲酒についての節度に関する事項」および「信用状態その他の経済的な状況に関する事項」について、「行政機関の長」によって実施されます。さらにこのうちテロリズム関連については、評価対象者の家族、父母・兄弟等、同居人の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む）および住所を含むものとされています。

さらに、同法23条は、「特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたとき」、その業務に携わっている期間はもとより、「特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても」、10年以下の懲役を含む刑事制裁が科せられます。

この場合、この適性評価によって個人情報丸裸にされるのは国家公務員だけではなく、行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、もしくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行っている民間人も含まれます。ある大学教員が防衛省の「安全保障技術研究推進制度」に当たったという場合に、その指導下の大学院生が実質的にその研究業務に従事し、上記の規定に抵触するようなことをしでかした場合、いったいどうなるのでしょうか。

もっと気をつけないといけないのは、その情報を単純に取得しただけで「特定秘密を取得した者」として、「10年の懲役プラス1000万円の罰金」が両方まとめて飛んでくる可能性があることです（24条参照）。その対象者には、条文を見るかぎりでは、「外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者」などと、いかにも悪辣非道な人たちが並んでいます。しかしその内容を個々に見ていくと、誰がどういう基準で誰を「外国の利益若しくは自己の不正の利益を図」ったと判断し、また、誰がそれを「財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為」を判断するのか、まったく不明です。

おわりに

軍事研究は「研究発表の自由」と両立できない、しかもそれが、特定秘密保護法のもとで深刻化する可能性がある。これが本稿の結論です。各大学で防衛省関連の軍事研究が実施されるようになった暁には、「適性評価」のもとで、その一角は大学に本来求められるはずの公開性とは根本的に相容れない空間となることでしょう。「国家権力による学問の囲い込み」それが軍事研究の行き着く先です。そしてそれは、軍需企業との関連でいえば、軍需企業が「特定秘密」の名のもとで、研究成果を私物化す

ることも意味します。科学技術がここまで発展してくると、その実害は、第2次世界大戦当時を凌駕することになるでしょう。そのことを未然に防止するための知恵が、研究者に求められます。

さて、ここまで書いてきて、1つ重要なことに気がつきました。われわれ法学者は、これまでこの問題に真剣に向きあってきたといえるのでしょうか。たとえば、われわれも軍学共同について、「それはダメだろう」という言い方をします。しかし、そういうのであれば、軍事研究が憲法23条に違反するとか、あるいは9条違反であるとか、真剣に指摘し、理論的に論じてきたのでしょうか。それも、「条文に書いてあるからダメだ」というものではなく、「なぜ条文上の根拠をもってまで禁止されるにいたったのか」という議論を、これまでわれわれはしてきたのでしょうか。

どうもそんな気がしません。学術会議がいつているから、「科学者の行動規範」がいつているから、あるいはガイドラインに書いてあるから、軍事研究はダメなんだというのであれば、誰かが「時代は変わった」、「日本の国防に科学者が一定の手伝いをするのはありうるかな」とでも言い出した次の瞬間から、みんなが「そうだそうだ」といわんばかりに、研究費目的で「わが国を守るための研究」にいそしむようになりかねません。これでは「学問の墮落」です。

それぞれの大学には、大学に入学した年度くらいは、一般教養科目の履修が義務づけられています。「新日本国家の建設は、戦時下重用されていた原子爆弾などの自然科学の発見よりも、より多く文化科学——そうした人間としての一般の教養——なかなんぞ、政治的教養にかかっており、普く公衆の心奥にまで問題の重要性が滲み透り、各人が真に時代の意義を認識し、自覚するときに、初めて国家の危機が——民族の苦難が——克服されうるであろう」——南原繁・元東大総長が残した言葉です^{*1}。そもそもこの一般教養科目というものは、いわば専門分野の教育や研究を実施する際に、その内容が独善に陥ることなく、いわば社会的な意義をとまなうものとなるべく、履修が求められています。もちろんわずか教養課程のを履修したくらいでそれぞれの専門分野の研究に求められる社会性が身につくはずもないのですが、しかし軍事研究を見る視点としては、重要なポイントを突いているように思われます。

大学の先生方が「時代は変わった」といって軍事研究に手を染めるようになったとしたら、それは、まさしく彼ら個々人が一般教養教育をまともに履修しなかったということの意味します。同時に私の分野から見た場合においても、肝心の社会科学的な教養を伝授するはずの法律の先生方が、まともに「なぜ軍事研究はいけないのか」を自分の言葉で具体的に説明していなかったということをも意味します。求められるのは、分野を相互乗り入れしたような議論なのではないでしょうか。

まえだ さだたか／所員 三重大学人文学部

*1 土持ゲーリー法一『戦後日本の高等教育改革政策』（玉川大学出版部、2006年）p.152.

東芝粉飾決算と労働運動

大 木 一 訓

はじめに

2015年の日本では、大企業の不祥事が毎日のように噴出している。東洋ゴム、東芝、日本ガイシ、ファイザー、大同特殊鋼、三井住友建設、旭化成、曙ブレーキ、等々、枚挙にいとまがない。それは、日本経済が一举に瓦解しはじめたことの現れではないか、と疑わせるような広がりである。

多発する不祥事のなかでも、東芝の粉飾決算問題は、たんなる不祥事の一事例にとどまらない重大な問題ををはらんでいる。そこには、安倍政権下の日本資本主義がかかえる矛盾と行き詰まりが、集中的に示されているように思われる。労働運動の見地からも、東芝粉飾決算の意味するところを検証しておくことは、重要ではなかろうか。

1 東芝の粉飾決算とはどういうものか

事件はなお進行中であるが、これまでに明らかになった「粉飾」の概要は以下に記すこととする。

2015年2月12日、証券取引等監視委員会は東芝関係者からの内部告発にもとづき、「工事進行基準」をめぐる不正会計について東芝の開示検査を行った。これに対応して東芝は同年4月、役員による特別調査委員会を立ち上げ調査をはじめたが、「不適切な会計処理の疑い」があると発表するとともに、よりの確な実態把握をおこなう必要があるとして、5月に「第三者委員会」を設置して調査をすすめた。

この「第三者委員会」による調査は、弁護士20人、公認会計士79人を動員し、2ヶ月かけて役職員210人を対象に聞き取り調査を実施するという大がかりなものであったが、その結果明らかにされたのは驚くべき事実であった。7月に発表された「第三者委員会」報告によれば、調査対象となった2009年3月から2014年4～12月までの期間に限っても、不正な利益の水増し額が合計1562億円にのぼること、しかもこの間の西田・佐々木・田中三代にわたる東芝経営陣は、少なくとも約7年にわたって組織ぐるみの利益操作を行ってきた、というのである。

三代の社長役員は責任をとって辞職したが、しかし、問題はそこにとどまらなかった。不正の実態は公表されたものよりもさらに大規模・広範囲だという内部告発が相次いだ。アメリカの監査法人からもクレームがついた。東芝経営陣は約束した決算発表時期を引き延ばして、さらに内部調査をすすめざるをえなくなった。そして、ようやくこぎつけた9月7日の決算では、不正粉飾額を2248億円と大幅に積み増して発表したのである。

東芝は11月9日に「役員責任調査委員会」の報告を発表して、旧経営トップ5人を不正会計のかどで提訴した。これで粉飾決算問題の幕引きを図り、リストラによる企業再建に向け動き出そうとしているのであるが……。

いままた東芝は、さらなる致命的な粉飾会計の暴露にさらされることとなっている。アメリカの子会社WH（ウェスティング・ハウス）における多額の減損を隠蔽していた事実が明るみに出たのである。11月16日の「日経ビジネス」のスクープによれば、WHは、原発の新規受注がなく、キャッシュフローが減少し、事業計画が毎年遅延するという経営難のなかで、2012年度9億2600万ドル（約1110億円）、2013年度約4億ドル（約480億円）、合計13億2600万ドル（約1590億円）もの減損処理をしていた。東芝は2006年に54億ドルで買収したWHについて現在も3500億円もの「のれん代」を計上し、それを減損する必要はないと主張しているが、そうした強弁は通用しなくなってきた。監査法人はもはや「WH買収時に算定した『のれん代』の価値が維持出来ているとはいえない」と言いだしており、東京証券取引所の幹部はこれは「企業ぐるみの隠蔽と言わざるを得ない」としている。かりにこの隠蔽されたWHの減損を加えるなら、不正粉飾額の総計は3838億円の巨額にのぼる。かつてない大規模な組織ぐるみの粉飾である。

東芝の粉飾決算問題は、「幕引き」どころか、さらに底なし沼の展開を見せようとしているのである。

2 東芝の悪質な社会的犯罪と支配層の異常な対応

これまで見た事件の経過からしても、東芝の粉飾決算が金融商品取引法などの法違反であり、社会的犯罪であることは明らかであろう。それもかつてなく悪質な。

問題は法律違反というだけではない。「粉飾」はそれによって不当な利益を得る者がいることを意味する。東芝は減損処理をせず、虚偽にもとづく好決算を示すことで1兆円近い資金を調達したといわれるが、これは詐欺以外の何物でもない。水増しした利益を示すことで内外の株主には多額の配当金が支給された。経営トップの役員たちは1億円を超える固定報酬の他に、業績連動報酬を1千万円単位で手にすることができた。そのうえ「好業績」を演出することで、赤字であれば許されない政治献金を、財界トップレベルの高額で自民党に献上することもできた。

逆に従業員や下請け・関連業者にとっては、粉飾決算は大きな災厄である。粉飾する過程では、「チャレンジ」とか「協力」という形で不正への加担を強要され、労働条件や取引条件の不安定化・切り下げにさらされる。粉飾が発覚し是正される過程では、リストラによって職や取引まで失ってしまう。そのうえ「アベノミックス」のもとでは不祥事で下落した東芝の株を国民の年金基金の資金（GPIF資金）で買い支えているので、国民はこの面でも何百億という損失を被ることになる、等々。粉飾決算は他人の財産をかすめとる収奪の手段なのである。

しかし奇妙なことに、これだけ明らかな悪質・大規模な社会的犯罪に対して、安倍内閣も金融庁も東京証券取引所も東京地検特捜部も、なんら積極的な対応策をとらずに静観している。かつてカネボウが約2000億円の粉飾決算を行ったときには、元社長ら経営陣と監査法人の担当者7人が逮捕され、上場廃止のきびしい措置がとられた。より粉飾額の小さなオリンパス（約1100億円）やライブドア（約53億円）

の場合も強制捜査のうえ旧経営者は逮捕されている。だが、東芝の場合は公的機関による立ち入り捜査さえおこなわれていない。

たしかに、東証から委託されて調査した日本取引所自主規制法人は、東芝を「特定注意市場銘柄」に指定し、1年6ヶ月以内に不祥事再発防止の改善がなされなければ上場廃止とするよう勧告している。しかし、今日では私企業となっている東京証券取引所は、上場廃止基準を「有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき」と大幅に条件を緩和しており、東芝の上場廃止はまずありえないとみられている。

またごく最近（11月8日）、証券取引等監視委員会が金融庁に、東芝に70億円超の課徴金を課すよう勧告する意向だ、と伝えられている。しかし、これは、粉飾の実態について自ら調査・把握することなしに東芝の自前調査を鵜呑みにし、しかも東芝がすでに予定している課徴金引当金84億円の範囲内で行政処分するものであって、きわめて無責任かつ穏便なものである。金融商品取引法157条は、重要事項につき虚偽の記載をした有価証券報告書を提出した者は、それだけで「10年以下の懲役または1千万円以下の罰金に処する」と規定しているが、旧経営トップの刑事責任を問う動きはどこにも見られない。証券取引等監視委員会からは、東芝については「経営者の罪を明確には問えない」という声さえ聞こえてくるという。

この点では、安倍内閣に協賛する大手マスコミが陰に陽に東芝を援護していることも異常である。「不適切会計」とか「不正会計」という用語で事態を矮小化したり、同様の粉飾は他にも広く見られるとして事柄を相対化したり、一刻も早く企業再建＝リストラをすすめるべきだと粉飾問題の早期幕引き促したりする論調のオンパレードである。

よほど不都合な事実が隠蔽されていると見えて、東芝はあらゆる手段で公権力による捜査や告発を阻止しようと全力を挙げている。先手を打って大規模な調査団を組織し、課徴金の支払いを用意し、旧経営陣を会社が率先して提訴する、といった具合に全てを自前ですましてしまおうと画策している。支配層は、そうした東芝とともに、さらなる事実の発覚を恐れ、粉飾決算問題の早期幕引きにやっきとなっていると見える。従来は自民党政府も金融市場の透明性確保の必要を強調し、会計不祥事などが起きないように、証券取引法を抜本改正した金融商品取引法等（いわゆる日本版SOX法）で上場企業に対する監査を強化してきたはずであるが、われわれが目前にしているのは、それとは逆行する支配層の異常な対応である。

3 癒着する東芝と安倍政権

なぜこのように異常な対応がなされているのだろうか。

言うまでもなく東芝は日立、三菱電機とならぶ総合電機メーカーであり、日本を代表する多国籍企業グループの一つである。連結売り上げ高6兆5000億円、子会社・関連会社約800社、グループ従業員約20万人、国内だけで主要関係会社29社、

取引先2万2244社という大所帯である。経営破綻すれば甚大な被害をもたらすことになる。そこで「大きなものは潰せない」というお決まりの理屈で手加減しているのであろうか。そうではあるまい。グローバル時代の今日、むしろ不祥事にきびしい是正措置をとることこそ企業や金融市場の存続・発展を保障する道であり、それは関係者も承知しているはずである。にもかかわらず東芝の隠蔽に加担するのは、他に理由があるからであろう。

ここで注目されるのは、安倍政権と東芝との親密な関係である。辞任した東芝の元社長・佐々木氏は、安倍首相のもっとも親しい財界人だと言われていた。彼は第二次安倍政権が誕生するや、2013年1月、経済財政諮問会議の民間議員に就任しており、同年6月には経団連副会長、翌2014年9月には産業競争力会議の民間議員にも就任している。また、2013春に安倍がはじめて政府専用機に大勢の財界人や大企業経営者を同乗させて、ロシア、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、トルコを歴訪したときには、佐々木氏も同行して原発の売り込みに力を注いでいる。要するに、佐々木氏は東芝の経営トップであるだけでなく、安倍内閣と一体となって活動してきた財界人である。しかも安倍内閣が国の経済財政運営や「成長戦略」の主導権を「民間議員」＝財界人に委ねてきたなかで、佐々木氏はその中心人物として影響力を行使してきた。その中心人物が長年にわたり先頭に立って粉飾会計を組織してきたというのであるから、本来なら安倍内閣は責任をとって総辞職し、佐々木氏がかかわった経済産業政策を総点検して国民に報告する責任があるはずである。だが、一言の釈明もなく他人事のようにふるまっているのが安倍である。

東芝との「親密な関係」はそれだけではない。長年東芝の経営トップとして君臨し、現在もOBとして絶大な影響力を行使している西室氏は、安倍首相の推挙で東京証券取引所会長から日本郵政社長へと転身し、さらには「戦後70年談話」有識者会議の座長をつとめるなど、安倍内閣の厚い信任をえている人物である。今回の東芝不祥事の処理をめぐる、典型的な親米経済人と言われるこの西室氏が采配をふるっていると報じられている。安倍内閣が間接的に関与しているであろうことは想像に難くない。

そして、癒着とも言うべき「親密な関係」をなにより端的に示すのは、東芝、東電と組んで原発の再稼働と輸出に邁進している安倍内閣の政策であろう。東芝は外務省や経済産業省からの天下り人事も受け入れて一体的な政策推進をはかってきた。防衛産業をも担い、「国策会社」とも評される東芝の不祥事は、安倍内閣に致命的な打撃をあたえる可能性があるのである。

4 原発への巨額投資をめぐる疑惑

だが最近の報道で、東芝粉飾決算問題の核心は、さらにその先にあることがはっきりしてきた。原発事業への巨額投資をめぐる疑獄の疑いである。だが、その問題をはっきりさせるためには、まず10年ほど時計の針を戻して、問題の歴史的背景を見ておかなければならない。

WH買収をめぐる謎

東芝は2006年にアメリカの原発製造メーカーWH社を54億ドル（当時のレートで6600億円）という巨費を投じて買収した。この買収をめぐるのは当時からいろいろな疑問が投げかけられていた。実質2000億円程度の企業価値であるWHの買収になぜ3倍以上の巨費を投じたのか。資金的余裕のない東芝は買収資金を金融機関からの借り入れでまかなったが、なぜそこまでする必要があったのか。国際的に東芝はGE（ジェネラル・エレクトリック）と連携してきたが、連携関係にないWHの突然の買収はどうして可能になったのか、等々。ともあれ、この過大投資の結果、東芝は多額の「のれん代」を計上し、負担し続けなければならなくなった。

東芝の大胆な買収行動の背後には、明らかに当時経産省が打ち出した「原子力立国計画」があった。それは原発依存度を30～40%に維持しつつ、核燃料サイクルを推進し、官民一体の原発輸出を推進しようとする政策であった。東芝は東電とともにこの政府方針にそって、原発事業を海外でも大胆に拡大・展開しようとしたのである。そうした東芝に、1979年のスリーマイル島原発事故いらい新規原発建設をストップしているアメリカが、経営不振のWHを高く売りつけたということであろう。しかし、その場合東芝は、ブッシュ政権が新規原発の建設に乗り出すなか、イギリスの原子力燃料会社（BNFL）との契約を介してWHを買収するのであるが、その過程では当時の小泉・ブレア・ブッシュ各政権がかかわったのではないかと疑われるのである。いずれにせよ、巨額の買収資金の中には「非経済的費用」がふくまれている可能性が高いと言わねばならない。

不可解な3. 11後の原発拡大方針

しかし東芝が意図した原発事業拡大方針は、2011年の3. 11福島原発事故で挫折した。いや、挫折したはずであった。ところが奇怪なことに東芝は、事故直後5月の経営方針説明会で、2015年までに全世界から39基の新規原発を受注し、原発部門を年間1兆円の事業に成長させるという目標を打ち出したのである。そして9月にはWHへの出資比率を引き上げるとして、さらに1250億円の追加投資をおこなった。そうすることで、本来なら事業規模を見直して縮小し、「のれん代」や「繰延税金資産」も減損処理しなければならない時に、架空の資本をさらに膨張させて計上し、好業績を演出しつづけたのである。これは事実上、粉飾会計に他ならない。

東芝はなぜこのように非常識な暴走をしたのであろうか。考えられるのは、3. 11以降、日本での原発の再稼働・新規建設が出来なくなるのを恐れた東芝が、日本の支配層に働きかけて、その強気の原発事業計画推進へのお墨付きを得たのではないかと、ということである。かつての長崎市長暗殺事件に示されたように、もともと日本の支配層は何が何でも核兵器保有の可能性を確保しておきたいという野心をもっている。その野心が第二次安倍内閣の登場によっていっそう膨張していることは公然の秘密であろう。

そうした関係を裏付けるように、2012年年末の第二次安倍政権発足後、東芝の自民党への政治献金は激増している。2012年まで年間1450万円（これでも財界トップクラスの献金であるが）であったものが、2013年には2850万円と倍増している（東京新聞2014年11月29日）。大幅修正された有価証券報告書で見ても、最近5年間の自民党への献金は1億1150万円にのぼるという。

もう一つは、東芝を中心に世界的に原発建設を推進しようという国際的な密約があったのではないか、という疑いである。それを示唆しているのは、WH買収直後から、東芝グループのアメリカでの政治献金（annual lobbying by Toshiba corp）が急増していることである。2005年までは年10万ドル程度であったのが、2006年には144万ドル、2007年には228万ドルにもなり、その後も今日まで高水準の献金が続いている（Open Secret. org）。また、熊本日々新聞（2011年7月2日）によると、東芝の佐々木社長（当時）は福島事故後の2011年5月中旬、アメリカの政府高官に直接書簡を送り、使用済み核燃料などの国際的な貯蔵・処分場をモンゴルに建設する計画を推進するよう要請したという。この計画は結局失敗したが、日本の一民間企業の役員がなぜそのように高度な国際的発言力を持ちえたのか、疑念をもたざるをえない。

安倍政権のもとでの異常な東芝発言権拡大

こうした一連の動きが、民主党政権の崩壊がすすみ、第二次安倍内閣が準備・登場してくる過程で生じていたのである。そして安倍内閣が発足するや、それまで財界活動の経験もなく国民経済への見識ももちあわせていない東芝の一経営幹部・佐々木氏が、いきなり経済財政諮問会議や産業競争力会議の民間議員となったことは前述の通りである。彼が安倍内閣の骨太方針の作成に関わり、「成長戦略」のなかに原発再稼働と原発輸出を基本方針としてもちこむことに「貢献」したことは言うまでもない。

5 「第三者委員会」の謀議が示唆するもの

さて、東芝の不祥事は以上のような歴史的背景のもとに発覚した。はじめはインフラ工事の一部にみられる小さな不正会計にすぎないかと思われたものが、調査をすすめるうちに前例のない大規模かつ悪質な粉飾決算問題へと発展したのであったが、いまやそれがさらに大々的な疑獄事件へと転化する様相をみせているのである。疑惑の扉を開いたのは「第三者委員会」である。

すでに見たように「第三者委員会」は重大な粉飾決算の事実を明らかにしたのであったが、同時にそれは他方で、新たな疑惑をうみだした。東芝が私的に依頼した調査グループであるとはいえ、第三者委員会＝東芝からは独立した調査委員会と銘打つ以上、調査内容や調査方法については委員会が自ら独自に決定すべきであるのに、東芝の要請で調査対象となる期間や事項を限定して調査したと報告書に述べていたからである。そして東芝にとって原子力事業は中心的な事業であるはずなのに、その部門の調査がすっぽり抜け落ちており、WH買収や「のれん代」のことなども調査対象とな

らないよう、2006年前後の時期は調査対象期間から外していたからである。原子力事業部門についての言及をいっさいしなかったのは、それを聖域としなければならないような秘密が隠されているのではないかと疑われたのである。そして実際、その後の報道等をつうじて、次の事実が明らかになってきた。

①東芝と「第三者委員会」は、あらかじめ謀議して、原子力事業部門の「のれん代」などに問題が波及しないよう配慮することで合意していた。

②東芝を監査している新日本有限責任監査法人は、9月7日の決算発表で、「(WH) 資産の帳簿価値を回収できない可能性を示す事象や状況変化は生じていない」とする会社見解に合意し、WH関連の減損を行わなわなことを承認したが、実はそれは東芝からの圧力によるものだった。新日本は、アメリカ監査法人からの指摘もあって、「のれん代」の減損が必要なことを認識し、東芝にも通知していた。

③粉飾会計を全体として見ると、最大の問題である原発関係事業の不振や粉飾を隠蔽するために、稼ぎ頭のフラッシュメモリーの利益や家電やインフラなどでの粉飾した水増し利益を注ぎ込んできた、と言う構図が見えてくる。どんな犠牲を払ってでも原発関係の「のれん代」を維持しなければならない、という東芝の姿勢である。

ここに見られるのは、日本を代表する監査法人や法律事務所、公認会計士事務所などをまきこむ一大スキャンダルである。また、それ以上に重大なのは、東芝が頑なに維持しようとしているWH買収にかかわる「のれん代」が、安倍内閣をも巻き込んで、日米にまたがる政官界への裏金作りに活用されてきたのではないかと疑獄の登場である。われわれは東芝粉飾決算を、数ある粉飾事件のたんなる一例と見なすわけにはいかないのである。

6 東芝粉飾決算問題と労働運動

意外なことに、この問題に対する労働運動の関心はあまり高くない。短期利益追求の株主資本主義の弊害だとか、日本資本主義の腐朽の現れだとか、評論家的批判に終わっていることが多い。しかし、これは「アベを許さない」たたかひの環となりうる問題なのである。

第一に、これは、安倍政権と財界の「成長戦略」が破綻したことを、誰にでもはっきり分かる形で示している不祥事である。

榊原経団連会長は、今年の「2015年版経営労働政策委員会報告」の冒頭で「経済再生の主役は企業経営者である」と高らかに宣言した。公然たる主権在金権の主張である。そして実際にも安倍内閣は、「成長戦略」という名のもとに、従来の政策策定過程における政・労・使の三者構成主義を排して、もっぱら財界の大企業経営者に政策策定の主導権を丸投げするという、ファッショ的経済運営を強行してきた。その政策がどのような結果に導くかを、東芝の不祥事は白日の下にさらしたのである。経済政策をその政策策定の過程からより強く国民の手に取り戻す必要が、これほどははっきりしたことはない。

第二に、原発の再稼働・新規建設・輸出拡大を追求する政策、いわゆる原発拡大路

線は、もはや企業経営としても不可能なことを、東芝の事件ははっきり示したことである。

世界中どこにも核廃棄物処分場が見つからないなかで、新規需要が先細りなうえ、建設中のプロジェクトもたえず事故や工事遅延で挫折し損失をだしている。操業中の原発も新たな巨額損失の原因となる可能性を絶えずはらんでいる。原発事業は粉飾でなければ黒字にならない衰退産業なのである。IAEA（国際原子力機関）統計で見ても2014年の原発新規着工は3基にすぎない。東芝の場合も、WH買収後8基受注したが、うち2基は凍結となって減損を出しており、現時点では新たな受注の成約もない状態である。こうしてアメリカをふくむ多くの国で原発事業から撤退する企業が相次ぐなかで、ひとり日本の安倍内閣と東芝はタッグを組んで原発拡大路線を暴走してきたのであるが、いまやそれも粉飾の恥辱のなかで破産をむかえた。東芝の粉飾決算を徹底して糾明し是正措置をとらせることで、この破産を確実なものとするなら、「原発なくせ」の運動は大きく前進するに違いない。

第三に、今回の事件では、大企業＝多国籍企業にたいする国民の立場に立った規制強化が、喫緊の課題となっていることが浮き彫りになった。

長年の新自由主義的な民営化路線の影響であろうか。大企業に対する公的機関の規制力は著しく弱まっている。不祥事が起きても、調査も監査も告発もみな大企業相互の「謀議」ですませてしまうという現実をわれわれは目の辺りにした。安倍政権下の国には、大企業の不正行為を監視し是正させる責任が自らにあるという自覚が欠けているように見える。たとえば監査法人、金融庁、東証などの改革はもはや避けて通れない課題であり、労働運動もこれらの改革について発言する権利がある。

第四に、多くの東芝従業員が心ならずも組織的な不正行為にまきこまれ、長年にわたる粉飾を許してしまった要因として、今回とりわけ問題視されたのが、成果主義の労務管理だったという事実である。

「第三者委員会」の調査や経済誌の現場取材などから明らかになったのは、達成不可能な目標を自己申告させられ、その後その進捗状況を上司から追求されて苦しむ従業員たちの姿である。ノルマは部、課、個人へと割り振られ、有無を言わせないパワハラ会議で締め上げられるのが常態化しているという。しかも年俸制導入で職務報酬の40～50%は担当部門の期末業績に応じて査定されるから、職場では目標（納期）達成のための長時間労働が蔓延している。繰り返されるリストラの犠牲となることを恐れることもあって、従業員には職場で不正をただす意見を出すような「余裕」はない、と。こうした強権的な、とくに「チャレンジ」と呼ばれる無理難題の押しつけは2008～09頃から激しくなったといわれるが、それは東芝が原発拡大路線に暴走しはじめた時期と一致する。

財界・安倍政権は成果主義を徹底させる労働時間制度改悪をいまなお執拗に実現させようとしているが、その政策は「法令よりも上司の命令を優先する」不祥事を多発させることにならざるをえない。東芝事件はそのことをはっきり示したのである。その教訓に学んで、成果主義の労務管理や法制度改悪は直ちに撤回すべきである。

第五に求められるのは、労働組合の役割の強化である。

東芝不祥事をめぐる議論で筆者がある意味もっとも奇異に感じるのは、労働組合の話がまったく出てこないことである。企業の不正行為を正すうえで労働組合の果たしている役割は大きいはずであるが、今後の改善策として内部統制の強化が論じられる際にも、労働組合はまったく顔を出さないのである。問題は労働組合のあり方にあるようである。

一つは、組合の幹部が、労働者の立場に立つよりも会社の立場に立って行動していると受け取られており、従業員が信頼を寄せて相談したり情報を寄せることが少ないという。実際、なにか問題が起きたとき、組合よりも会社に話す方が解決が早いという声も聞かれる。二つは、賃金が業績連動型となっており、幹部が「会社は間違っていない」という信念をもっているためか、会社との要求実現のための労使交渉も行われていない。三つには、東芝には「自己啓発の会」という会社が「思想教育」して組織する秘密組織があつて影響力を行使していること、勤労課が職場代表委員や労組委員の選出に介入していること、公職選挙でも組合は会社と一緒に運動していること、など、労働組合がまだ会社組織の一部という域を出ていないことである。これでは不祥事のチェック機能を果たすことが出来ないのも当然であろう。

東芝は経営理念に「人権の尊重」をかけた、CSRをふくむ優れた企業統治方針をもつことで有名であった。しかし、それは空文と化した。職場に民主主義がない限り、企業は内部から腐食し崩壊するのである。東芝事件は、資本からも権力からも独立した労働組合の確立がきわめて重要であり急務であることを、痛感させるものとなっている。

おわりに

いま東芝の職場からは、恐るべき生産崩壊の話が伝わってくる。「人件費が削られて派遣社員が増え、会社には技術やノウハウが残らない」「リストラを恐れ各自が知識・技術・ノウハウを囲い込んでしまう」「必要な時間をかけたモノづくりができない」「不都合な技術データが握りつぶされ、上層部に報告されない」「出荷試験・検査が終わっていない製品を納品し、品質トラブルがおきた」「不都合を解消し切れていない商品が量販店などで販売されるようになった」「もう独自の開発製品は作れなくなっている」等々。こうした状況は東芝だけでなく、多くの大企業に急速に広がっているのではないだろうか。日本国民のまえには、金融・財政の危機とともに、モノづくりの危機も迫っている。さしせまる日本資本主義の自己崩壊を回避し、国民経済の再生をはかる基礎は、大企業＝多国籍企業に対する民社的規制の強化である。その実現は、やはりまず早急な国民連合政府の樹立から始めねばならないであろう。

(本稿は、労働総研・大企業問題研究会での報告討論に、その後の資料を加味して執筆したものである。)

参考文献

- ・「東芝不正会計の深層ー 3.11 で一変した『社内勢力図』」、『サンデー毎日』2015年6月7日号
- ・東芝『第三者委員会調査報告』、2015年7月
- ・「東芝不正経理の影に原発事業の不振」、『週刊金曜日』2015年7月10日号
- ・「東芝『「不正会計」の主演は安倍ブレーン』、『週刊金曜日』2015年7月31日号
- ・「東芝を食いつぶした日米の原発利権」、『週刊朝日』2015年7月31日号
- ・「大ばくちが招いた無惨」、『AERA』2015年8月3日号
- ・「不正会計に突き進んだ東芝」、『エコノミスト』2015年8月4日号
- ・特集「腐食の原点」、『日経ビジネス』2015年8月31日号
- ・谷江武士「東芝の不正会計と社会的責任」、愛知労働問題研究所『「所報」』2015年9月15日号
- ・特集「東芝」、『週刊東洋経済』2015年9月26日号
- ・「巨額粉飾決算の東芝、自民資金団体に5年で1億円超献金」、「社会新報」2015年9月30日号
- ・「東芝 米子会社で巨額減損」、『日経ビジネス』2015年11月6日
- ・大木一訓「長崎市長暗殺事件と核廃絶運動」、愛知労働問題研究所『「所報」』2017年5月15日号

おおき かずのり／研究所理事・労働総研顧問

※本論文は労働総研ニュースNo. 309（2015年12月号）掲載文書を労働総研の許可を得て転載しました。（編集部）

毎 日 新

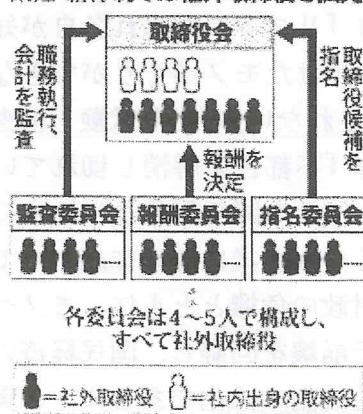
東芝最終赤字へ

企業風土の改革

監督強化 社外取締役

不正会計問題が発覚した東芝は18日、2015年3月期の最終（当期）損益が赤字に転落するとの見通しを発表するとともに、今後の経営体制を社外取締役中心に改め、取締役会の監督機能を強化する方針を明らかにした。9月下旬に新しい経営体制を発足させて再生を図るが、外面だけの企業統治改革に終わらせず、不正を招いた企業風土を抜本から変えられるかが問われる。

東芝 新体制では社外取締役を拡充



兼社長
・ルディングス
・大教授
カルHD会長
目録役
ーブHD相談役
士
士

兼社長
・ルディングス
・大教授
カルHD会長
目録役
ーブHD相談役
士
士

東芝の重町正志会長は注力すること強調した。兼社長は18日夜の記者会見で「創業以来、最大の危機だ。企業風土の改善など再発防止に努める方針だ。不正発覚時の取締役交代だった。新体制は、取締役の総数を11人に減らした。社外取締役を7人に増員。経済同友会代表幹事の小林寛・三菱ケミカルホールディングス代表取締役社長に就任した。東芝は経営に精通しているとは言えない元外

16 春闘と愛労連 臨時大会の議論

知崎 広二

愛労連は、1月24日蒲郡市勤労福祉会館において、第53回2016年国民春闘臨時大会を開催しました。臨時大会では、「STOP 安倍暴走政治、戦争法廃止！こわすな憲法 賃上げと雇用の安定で、くらしまもる共同を」をメインスローガンに掲げて、役員・代議員・来賓等を含め140名が参加しました。

臨時大会で、開会の冒頭にあたり、樽松議長から「アベノミクスで大企業収益は増えたが、賃上げは一部の大企業に留まっている。トヨタの利益の1%を下請け企業に回せば県内22万人に月8,000円の賃上げができるという試算を紹介し、すべての労働者の賃上げを求める」などとあいさつしました。来賓のあいさつには、愛知春闘共闘から国労愛知支部の浜島執行委員長、東海労働弁護団からは白川事務局長、日本共産党愛知県委員会からは岩中県委員長の3名の方からの熱い連帯と激励のあいさつを受けました。

その後、執行部から第1号議案「2016年国民春闘方針（案）」、第2号議案「2016年度第1三半期会計決算報告同監査報告」及び第3号議案の役員補充選挙の提案をしました。「2016年国民春闘方針（案）」では、情勢をふまえて、16春闘をたたかう基本的なかまえとして、第1に、「生計費原則」を正面にすえ、まともな賃金要求の確立で、たたかう春闘にすること。第2に、戦争法廃止、安倍政権NO！を掲げ、憲法が活きる社会を実現することで、安倍自公政権と対峙する春闘にすること。第3に、国民生活を破壊する消費税増税ならびに社会保障解体攻撃とたたかう共同を追求する春闘にすること。第4に、原発再稼働、沖縄新基地建設、TPPを許さないたたかいをひろげる春闘にすること。第5に、大企業・富裕層の優遇ではなく、弱者に似も目配りが出来る中小企業・地域経済の活性化につながる春闘にすること。第6に、すべての加盟組織が増勢を実現し、組織強化拡大の取り組みを推進する春闘にすることを提案しました。

具体的な課題のとりくみでは、

(1)「生計費原則」をふまえた賃金要求の確立と賃金闘争の推進では、①「最低生計費」実態調査で得られた約1000通の内、217ケースの名古屋市内在住の単身世帯の調査結果を活かし、愛知は、「25歳単身者で月額226,000円、時間額1,302円」を最低限にした賃金水準の確保＝「生活保障賃金」をかかげて要求を組みたてていく。②春闘最大のヤマ場を3月中旬に配置し、すべての単組・支部が要求書の提出にむけて奮闘する。③集中回答指定日を3月16日(水)の設定して、集中回答指定日の翌日の3月17日(木)には、全労連国民春闘共闘の全国統一行動として、ストライキ、職場集会やその支援行動にとりくむとともに「賃金改善、雇用確保、消費税反対、戦争法廃止」などの春闘要求課題

をかけた宣伝・集会・デモを未加盟組合などにもよびかけ、地域のとりくみとして具体化する。④最低賃金・公契約運動を推進するためにも、「人並みの生活」で暮らしていける最低賃金の引き上げをめざし、地域から時給 1,000 円未満で働く労働者をなくすとりくみを、「広義の最賃闘争」として総合的に推進する。「人間らしい生活のためには本来 1,500 円程度は必要」という合意をひろげながら、さしあたって時給 1,000 円未満の人をなくすキャンペーン運動をすすめる。⑤最低賃金生活体験を2月の1か月間で実施する。最低賃金引き上げの署名にとりくみでは、最賃署名は2月からスタートし最終的な期限を7月15日(金)とすること。⑥残業代ゼロ法案など労働法制の改悪反対し、安倍「雇用改革」は許さないたたかいは、愛労連未加盟組合も含む労働法制愛知連絡会で、労働法制改悪の内容を明らかにする学習会(3月24日学習決起集会)と街頭宣伝行動(毎月1日の公務共闘の宣伝に合流する)を取り組む。⑦公務員賃金や定員に対する反撃のたたかいでは、市民の暮らしを守る観点から官民挙げて、行政サービスの確保と公務職場にも定員増・正職員化を重視するたたかいを愛労連として支援する。⑧「大企業の社会的責任」を求めるたたかいでは、グローバル企業の象徴である「トヨタ」に大企業の社会的責任を追及するとりくみとして、「トヨタ総行動」を2月11日実施する。⑨中小企業団体との共同、地域経済の活性化をめざす運動では、民間部会と中小企業家同友会の懇談や交運部会などがとりくむ「自動車パレード」をおこなうこと。⑩春の地域総行動は、2月18日(木)を中心に地域労連を中心に県内全地域でとりくむ。

(2) 消費税増税・社会保障改悪反対のたたかいでは、①消費税増税阻止に全力をあげ、先伸ばしや軽減税率導入でよしとするのではなく、きっぱり中止を求めるたたかいをする。②住民のいのちと暮らしを守るために、医療・介護・福祉の改悪を阻止するたたかいをする。③年金の引き下げ反対、貧困と社会保障(子どもの貧困、住居の貧困、若者の貧困、生活保護、奨学金)に取り組む。

(3) 国民的な世論と共同で、戦争法廃止、安倍『暴走』政治をストップさせるたたかいでは、①戦争法廃止に向けたたたかいの推進については、「学ぶ」ことを重視してていねいに職場討議資料などを活用して、学習して組合員の理解を広げる。②「戦争法の廃止を求める統一署名」を全国で2000万筆を集めることは、一人当たり10筆以上を目標に7月までに集約する。③毎週土曜日の宣伝・署名行動や毎月19日の決起集会に参加する。また、憲法を守るたたかいをすすめ、沖縄基地問題、脱原発、TPP参加反対など、安倍『暴走』政治をストップさせるために、①沖縄辺野古新基地建設に反対する。②脱原発を進めるためにも、「原発再稼働」に反対する。③3・1ビキニデーに参加する。④マイナンバー(共通番号)制度の全面的中止を求める。⑤TPP参加反対の運動(4/17フォーラム開催予定)に参加する。

(4) 組織拡大強化の運動の推進については、①すべての組織が増勢に転じるために、春の組織拡大月間(3～5月)の成功にむけて単産・地域労連が最大限の力を集中してとりくみ、新規採用者を中心に3000人を目標とする。②5月に地域労連は、地域総行動並みの規模で、「権利手帳」の配布を計画する。③民間部会が進める中立組合訪問を3月に実施(3/17.24)する。組織強化、次世代育成に全力をあげるでは、全労連が提起する「わくわく講座」の2年目の取り組みを目標200名とする。などの行動提起をおこないました。

討論では、提案した議案を支持し補強する立場から、14単産4地域労連2補助機関の全体で30名が発言しました。単産・地域労連で2,000万署名に奮闘する発言や、教師が長時間労働で過労死レベルの働き方が続く実態から労働法制の改悪を許さない発言や公務職場における人員削減に反対する発言、福祉職場の実態や平和のとりくみ。組織拡大に最賃署名のとりくみなどが語られました。全体としてすべての働く人々の大幅賃上げ・底上げを実現し、財界・大企業本位から、内需拡大による経済再生につなげて、国民春闘再構築の流れをさらに強め、労働組合本来の役割と任務を発揮すること。また、安全保障関連法(戦争法)をはじめとする安倍『暴走』政治を国民的な世論と共同の前進で打ち破ることなどについて、活発に議論がなされました。こうして「2016年国民春闘方針」は満場一致で採択されました。また緊急に会場で辺野古の新基地建設反対で支援行動に参加する費用のカンパが訴えられ、30,976円が集まりました。

大会の最後には、小池副議長からの閉会のあいさつと樽松議長の「団結頑張ろう」を三唱を参加者で行って大会は終了しました。こうして愛労連の16春闘は本格的にスタートしました。

ちざき こうじ／ 愛労連事務局長・研究所副所長



「最低生計費」試算調査の中間発表にあたって

2016年1月27日

愛知県労働組合総連合

愛知県労働組合総連合（愛労連）は、昨年9月～10月にかけて、「最低生計費」を試算するにあたり「生活実態調査」及び「持ち物材調査」を実施しました。調査の目的は、5年前（2010年）に実施した同様の調査結果から、この間に变化した消費税増税、円高の進行などによる物価上昇が個々の生活にどのように影響しているかを明らかにして、2016国民春闘の賃金要求の基本に据えたいとの思いからスタートしました。

2016年国民春闘の状況は、安倍首相が「世界で一番企業が活動しやすい国」を掲げてすすめたアベノミクスにより、大企業だけがその恩恵を受けて、内部留保を総額300兆円以上もため込みました。結果として、地域経済への還元はなく、トリクルダウン論の完全な破綻にほかなりません。さらに、昨年の労働者派遣法の改悪に続いて、残業代ゼロ法や解雇の自由化など労働法制の改悪も狙われており、労働者・国民のくらしと地域社会はいっそうの困難を極めます。昨年11月には、労働者全体に占めるパートや派遣など非正規雇用の割合が4割を超えたと公表されました。ワーキングプアと言われる年収200万円以下の労働者が1,100万人にも達しており、正規・非正規を問わず、労働者全体の賃金の底上げこそが求められています。

愛労連は、毎年のように最低賃金生活体験（2月中）や最賃の引き上げを求めて最賃審議会への働きかけ、街頭宣伝や署名などのとりくみをすすめてきました。愛知の最賃は一昨年によく800円台となり、820円に引き上げられたものの、憲法25条が示す「健康で文化的な最低限度の生活を有する」ことすらかなわない、くらせる賃金水準ではないことは明らかです。

今回の「最低生計費」調査結果から、名古屋で若者が自立して生活するためには少なくとも年収で270万円、月額22万6千円以上が必要と示されました。ユニットバスの1Kで45,000円の家賃、食事は最低限の栄養を確保するため、1日3食を1,200円で過ごします。消費税増税と物価上昇を解消するために買い控えや節約を強いられていることは消費支出がおさえられていることから見えてきます。さらに非消費支出にあたる税金や社会保険料の負担は生活を圧迫しており、若者が親から自立できない、結婚なんて考えられないという状況をうみだしています。

愛労連は、明らかになった「最低生計費」結果をすべての賃金要求の根拠として、組織内外に広く宣伝するとともに、関係機関に提示し、賃金引き上げと

最低賃金の改善を要求していきます。そして、今後、豊橋市在住の単身者や2人以上世帯など、様々な世帯の最低生計費を随時明らかにし、とりくみを広げていきます。

2016年国民春闘では、今回の調査結果について職場・地域で学習を深め、確信を持って賃金闘争・最低賃金闘争をすすめます。労働者だけでなく、中小・零細企業の経営者などとも共同を広げ、賃金の大幅引き上げ・下請け単価切り下げ、仕事おこしなど、地域経済のあり方を問うとりくみを組織の総力をあげて奮闘する決意です。

愛知県最低生計費試算調査結果―若年単身世帯（25歳男性および25歳女性）

はじめに

アベノミクス「三本の矢」が効果をあげたのか否かの検証もなされぬまま（目標のデフレ脱却は、いまだ達成されず…）、新しい「三本の矢」が公表された。そのなかの「希望を生み出す強い経済」では、最低賃金を時給1,000円に引き上げて、消費を喚起することが含まれている。しかし、この引き上げ額の根拠はまったく示されておらず、ただ漠然とした数字を掲げているに過ぎない。現在、愛知県を初めてとして全国各地で実施されている最低生計費試算調査は、この①最低賃金額の引き上げの強い根拠となるだけでなく、②春闘の賃金討議の素材（特に各年代で具体的にどのくらい生活費が必要なのかを明らかにできる）、③公契約運動推進においての賃金設定の基礎となる考え方を示すことができる等、さまざまな成果をもたらすことが予想される。この調査を通じて、愛知県で健康で文化的な暮らしを送るために、どれだけ費用がかかるのかを明らかにしていきたい。

1. 調査の概要

若年単身世帯を中心としながら他の年齢、階層、単身以外の世帯構成についても対象とし、いくつかの調査を組み合わせ、それらを集計することで「健康で文化的な最低限度の生活」を送るための最低生計費試算を行う。

今回実施された調査は、以下の3つの調査である。

- ①生活実態調査：大まかな生活実態を把握し、最低生計費を試算する基礎資料とした。
- ②持ち物財調査：対象者が生活に必要なものとして何を持っているかすべて記入してもらい、とくに価格調査の際に最低生計費を試算する基礎資料とした。
- ③価格（市場）調査：実際の対象市（名古屋市）における価格調査を実施。

2015年9月からアンケート票の配布開始。2016年1月現在で998部を回収（回収率25.6%）。なお、このうち、若年単身者（20歳未満＋20歳代＋30歳代）の回答数は221部であった。今回はうち比較的に回収の時期が早かった217部（男性121ケース、女性96ケース）で分析を行っている。

おわりに――試算の結果からみえるもの

さらに、名古屋市（１級地―１）における25歳単身者の生活保護基準は、127,230円（内訳：生活扶助基準第1類費＝38,430円＋同第2類費＝40,800円＋住宅扶助特別基準額48,000円）であり、これも今回の試算結果から得られた消費支出162,526円（男性）とも大きな隔たりがある。

今後も、子育て世代などさまざまな世帯類型における最低生計費試算を行い、公表していく予定である。

-

編集部より これまでもローカルセンターとしての「生計費調査」については愛知労働問題研究所としても形式的には関わってきましたが、今回の調査にははじめて具体的に關わることができました。今回の調査結果はあくまでも中間報告ですが、引き続き完成されたものを目指していきます。完成されたものは、7月の愛労連大会までには発行予定です。

読書紹介 遠藤公嗣『これからの賃金』旬報社、2014年

杉山 直

この原稿を書き始めた2月20日の『日本経済新聞』は、政府が「同一労働同一賃金」の実現に向けた指針をまとめると報じている。すでに政府の方針については報道されてきており、賃金への関心がそれなりに高まっているのではないかと思う。今後、政府の指針がどのようなものかは分からないが、こうした動きを賃金について、改めて考える機会としたい。もちろん賃金は雇用管理や生活のあり様などと密接に関連しているが、しかし働く者にとって「望ましい賃金」を考えてみることは大切なことではないだろうか。

この問題を考える材料として遠藤公嗣『これからの賃金』（旬報社、2014年）をお勧めしたい¹。本書では、「これからの日本の賃金には、日本で働くすべての労働者の均等処遇をめざす賃金制度が必要であること、その賃金制度は『範囲レート職務給』が中心になるはずであって、それに必要な職務評価は『同一価値労働同一賃金』の考え方で実施すべきこと、これらを私は本書で主張したい」（3ページ）とし、「この主張は『日本で働くすべての労働者』の側に立った主張であって、彼ら彼女らの望ましい労働と生活のための主張」であり、「その派生的な効果として、日本企業と日本経済を成長させる主張である」（同）²と、その目的を明らかにした上で、議論を展開していく。紙幅の関係から著者の意図とは離れてしまうかも知れないが、要点のみを紹介したい。

「第1章 日本企業における賃金制度改革の動向」では、日本企業の賃金改革の動向は「成果主義賃金」や「コンピテンシー」、「職能給の復活」でもなくホワイトカラー労働者には「役割給」、生産労働者には「職務給」であるとする。賃金改革の方向は日経連『新時代の日本的経営』（1995年）が示した方向ではなく、日経連『成果主義時代の賃金システムのあり方』（2002年）の方向であることを指摘する。

「第2章 賃金形態の分類を考える」は、賃金のあり方を考える上で、大切な章である。賃金を考える場合、「賃金形態」と「賃金体系」がある。賃金体系は賃金項目の構成の総称であり、賃金形態は「基本給」を構成する賃金項目それぞれについての、賃金の決め方のことである。そして、賃金は「何か」に対して賃金額を支払う形式のことであるが、この賃金の決め方の大分類として「属人基準賃金」と「職務基準賃金」がある。「ヒト基準」と「仕事基準」である。そして、2つの賃金はさらに分類される。著書の分類を表にまとめると、次のようになる。

		職務給	範囲レート職務給(多数)
			単一レート職務給(少数)
職務基準賃金(多数)	職務価値給	職務価値給の労働協約賃金	
		時間単位給	
	職務成果給	個人歩合給・個人出来高給	
		集団能率給	
		時間割増給	
属人基準賃金(少数)		年功給	無査定年功給
			査定つきの年功給
		職能給	

¹ 本書は労務理論学会をはじめとし、いくつかの学会で書評がなされているが、改めてここで取り上げて紹介したい。

² ここでの労働者は非正規労働者、女性労働者、外国人労働者など、まさしく日本で働くすべての労働者を意味している。遠藤氏があえて「日本で働くすべての労働者」と言うのは、これまでの賃金論は「正規の、男性の、日本人の、労働者」のものであるという致命的とすら言うてよい欠陥をもった賃金論を克服するためである。

職務基準賃金は職務規準雇用慣行の賃金形態であり、現代の欧米諸国の賃金に存在し、属人基準賃金は日本的雇用慣行の賃金形態であり、表中「多数」と「少数」は賃金形態間の普及度を示している。

この章は教科書的な意味でも、重要である。すでに紹介したように、賃金を基準として「属人基準賃金」と「職務基準賃金」という基準を明らかにしているが、この理解がないと賃金形態を正確に理解できない。

「第3章 賃金制度改革の背景——1960年代型日本システムの成立と崩壊」は、「日本的雇用慣行」、つまり「属人的雇用慣行」と「男性稼ぎ型家族」を特徴とする「1960年代型日本システム」は1960年代に成立し、約30年を経た1990年代半ばから崩壊の道を辿っていると指摘している。

「第4章 新しい社会システムにむけて——同一価値労働同一賃金をめざす賃金制度を」では、1960年代型日本システムが崩壊しつつ存続している今日、様々な問題が発生しているが、これを克服するために新しい社会システムをめざす必要があり、著者の主張は「職務基準雇用慣行」と「多様な家族構造」(男性稼ぎ型家族を標準としない家族構造)の組み合わせた「新しい社会システム」である。著者は、この社会システムは「新しい」が世界では、欧米諸国に多様性がありながらもごく普通にみられるシステムであるという。

そして、この新しい社会システムのもとでは、賃金制度は「範囲レート職務給」となり、それに対して、「同一価値労働同一賃金」³の考え方で職務評価を行い、社会的規制を行わなければならないとする。ただ、こうした新しい社会システムを構築する運動の担い手については、著者は触れていない。

本書は、今日の労働組合運動の方向を考える上でも、参考になるのではないと思う。全労連や連合は賃金の引き上げと「格差是正」を目指しているが、現在の日本の賃金の根本を変えない限り格差是正は困難といえよう。それは本書が示したように日本の賃金は属人基準賃金であり、そもそも公平さを維持することができない賃金だからである。したがって、賃金の格差是正を目指すならば、日本の賃金形態の転換を図らなければならない。

特に年功給から離別しなければならない。年功給において男性は仕事、女性は家事・育児という、性別役割分業の立場に立つ賃金であり、男性と女性では、生活にかかる費用が異なるという考えである。そこから男性と女性の賃金は異なっても「おかしくはない」ということになり、年功給には男性には世帯主の生活給、女性には単身者の生活給というように、性差を内包した賃金だからである。こうした思想をもつ年功給は、男女や非正規労働者との賃金格差を生み出してしまう。

いずれにせよ、著者の賃金形態の整理と日本の賃金のもつ問題の指摘から、「望ましい賃金」をイメージできるのではないと思う。

また、今日の日本社会が抱える問題を克服するために、新しい社会システムを目指す必要があるならば、労働組合もそうした目指すべき社会の設計図(戦略)を持たなければならない。こうした労働組合の戦略を考えるためにも、本書は参考になるであろう。

さらに本書は若い研究者にも読んでもらいたい。著者は、新しい社会システムを構成する諸要素に対する「研究開発と工夫について、若い世代が取り組むことを、私は期待する(中略)。私が本書を執筆したのは、できるかぎり整理した見取り図を示すことによって、若い世代の取り組みを促進したいと思ったからだ」(171ページ - 172ページ)と述べているように、本書は若い研究者も意識されて書かれているからである。本書の記述は学術書とは趣を異にするが、それでも問題意識を刺激されるのではないと思う。

これまで本書を労働組合関係者や研究者に勧めてきたが、もちろんこれ以外の方にも読んでいただきたい1冊である。

すぎやま なおし(研究所副所長、三重短期大学)

³ 「同一労働」ではなく「同一価値労働」である点に注意していただきたい。

愛知労問研「所報」186号を読んで

T生

1. 的確で簡潔な戦争法廃止へ向けての巻頭言

いま、不安な時代だからこそ、安心を求める国民の多くの人々の気持ちの側に立ちたたかうことが求められていることを実感します。最重要の国民的課題は、平和安全保障法制（戦争法）を廃止し、集団的自衛権の行使容認の閣議決定を撤回する政府をつくり自公政権を退陣させ政権交代を実現する、ということです。

安倍首相が国民の声に耳を傾けず「騒音」などとや、目を背けているならば、彼と彼の政権は間違いなく国民からそっぽを向かれることは必定といえると思います。その動きは戦争法反対運動のなかから平和を脅かす政権に対する不安から生まれ、2015年のわが国の民主主義の発展へのたたかいを新しい段階に動かししました。

羽根さんはその特徴付けを「新しい国民共同の発展にほかならない」と述べておられ、激しく同意し、まったく同感です。

野党は共闘、2000万署名、毎月19日の集会とパレードなどこの運動の一環となるととりくみの配置が描かれ、国会の外での現場における足下での草の根からのたたかいが国会のなかでの力関係を変える決定的な主権者国民の共同をつくって、7月の参議院選挙を壮大な政治決戦としてたたかっていく、5野党の政党間における選挙協力へむけての意義と、オール沖縄の経験にたった動きと困難さの予想とともに、さらに羽根さんはこう書いています。

「もしかしたら、私たちは歴史の新しい局面にたっているのかもしれない」

そのような歴史の新たな局面をわが国の主権者国民の蓄積されてきた政治的経験と政治意識の発展が創出し、切り開いています。なので、発達した資本主義国である日本での民主主義のためのたたかいとして闘い抜くことこそが、運動のなかでの最も自覚的な勢力としての全労連など労働組合をはじめとする革新・救国の民主勢力の果たすべき役割であるに違いありません。

羽根理事長の「初頭に寄せて」は、きっぱりとその方向をむいてすすんでいくことを、そのたたかいをともに歩む立場から激励している、と思います。

2. 現代の若者の労働・生活・生きがいをめぐる有益な論点整理

私たちは現実の実生活のなかで大きなパラドックスの状況のもとで生きています。もちろん、それは年代に関係なく起きているわが国の社会現象だと思うのですが、それは青年層においてはさらに尖鋭な矛盾を反映し続けてきたと思います。「厳しい若者労働の現実を知らば知るほど却って若者の『無関心』が助長されるというパラドックス」が起こります。論者は00年代以降と2010年前後からの研究を簡単にまとめ、概況を示した後、問題意識をとその解明に接近する糸口を2点提示して、支配層側的な皮相な俗論・ハウトゥーものから、比較的まともな参考になりうるもの、科学

的な若者の現実に取り添い展望を示す価値あるものまでを摘出してコメントがつけられ、勉強になります。

このような優れた整理に接すると、普段の自分の周りにいる青年労働者たちに対する考え方やその内容がどれほど「I 保身的若者労働論」や「雇用労働批判論」と大差ないかが反省させられます。つくづく自分もブルジョア思想に汚染されているのか、と気づかされるのが一面痛快でもあり、熟読させていただきました。

一方には、貪欲な日本独占資本のもとでの青年労働者に負荷されているルールなき、残酷なほどの即戦力の過酷労働と、そのもとでの労働疎外の実態。そうした状況のもとでも貫徹されている労働の社会化において組織されるプロレタリアートの階級形成の論理（フルウと言われそうな用語ですね）というものがこの論点整理を読む自分の意識にありました。もちろん資本主義自動崩壊論と結びついている、自動的な階級形成などというものもありえないことは自明の前提なのですが、それ自体がパラドックスです。いったい、どうやってこの問題を解くことができるのでしょうか。

自分の仕事は中小企業における未組織労働者の組織化です。20人に満たない障害者のA型施設での青年労働の実態は、農業を通じてハンディキャップを抱える人たちの就労支援をおこなう仕事です。その仕事においての主人公は障害者（利用者）のはずであって、スタッフはその方々の社会復帰のお手伝いをさせていただくために、一緒に農場で農作物を作る仕事を協力しあっています。ところがオーナーは売り上げを作れ、利益を出せ、とスタッフに言い、障害者の自立など看板だけです。農作物とともにクッキーや弁当作りにおわれ、福祉の仕事に就きたいとこの職場に来た人は疲労し、うつになったり、オーナーから勝手な人事配置をされ、残業手当も支払われず、失望してあるいは見切りをつけて、やめていきます。

新自由主義経済のもとで、目先の利益優先、効率主義、口先だけの事業の社会的「カンバン」の強調と裏腹のむき出しのもうけ第一主義が大企業から中小企業までまかり通って、若者労働の激しい労働疎外が蔓延しています。

管理職のモラルの崩壊もひどいもので、みんながいやがる仕事を新人（若者）にやらせるということも広く見られ、仕事を丁寧に教えたりなど成果主義賃金体系においては教えた方が馬鹿をみる、とばかりに「仕事なんだから自分で考えろ」と突き放されます。だから、頼れる人も救いもない挨拶もまともにしない砂漠のような人間関係に職場は変容させられてきています。

誰もがそうというわけではありませんが、若者たちと話をしていると世界観や人間観においての絶望感は深く、少子高齢化のもとで日本は必ずだめになっていくし、人は信頼できる人などひとりもおらず救ってくれるような人もなく、頼りになるのはせいぜいお金くらいのものだと平気で言う青年もいます。

魯迅の書いたように必ずしも青年が進歩的存在ではないとしても、未来は青年のものなので、青年の状況を正確にとらえなくては未来はなく、労働組合の未来もないと思っています。そのためにも、労働組合運動の実践の前線にいる専従役員さんたちが、長沢先生のこうした論点整理から何を学び何をつかむかが本当に大切なこと

だと認識しています。

階級形成のための科学的認識の外部注入という視点は、一つ別の論点としてイデオロギー闘争の課題へと置いておき、労働の社会化は現代の日本資本主義においてはどんな態様と実態のもとにあるのか、という問題の経済学的な解明と青年労働へのその反映はどうなっているか、ということが知りたいところです。

自分の周りでもとても耐えられないほどのパワハラや、分断されている個別労働の枠組みの抑圧にめげずに、ひとりひとりを労働組合に結集してもらうための粘り強い説得と団結への努力を職場で重ねている人もいます。それよりも多いのは分断にならされてきたため団結できず、労働現場でまたは独習で蓄積したスキルによる個人的能力だけで組合活動をしておられるが、本質的にエゴイズムから抜け出していない活動態度の方もあります。

自分がだめだなあ、とつい思ってしまうのは、後者の方が多いからかもしれません。

しかし、そうした孤独な青年労働者層を量産しているこの社会は、いったいどうなっているのでしょうか。ゆがみ、むしばまれ、病んでいる格差・貧困の企業社会を転換し、変革していくためにも、未来の主人公である青年層が変革主体になっていくとくみができるように必要だと思っています。

労働組合ももうあとがないために、次世代問題を重視してきていますが、多数派職場で組織化されている青年層が外へ出ないで、個人加盟の組織で加わっているひとと人の団結をあまりきちんととらえきれていない青年が労組の役員になっていくことのひずみもあり、正直に言って難しい時期に入っています。

非正規4割時代、青年層・女性層・高齢貧困層の貧困化により社会がいびつにゆがめられている時代に正常であり続けることは困難なのかも知れません。けれども、長沢先生のこうした論点整理にも学び、実践の場で大きな青年ユニオン（地域ユニオン）をつくりうるならば、と考えています。

3. 読書紹介『雇用身分社会』の感想—さらに労働者階級の状態把握を基礎に—

ここで最後あたりの櫻井さんの書評に飛ぶのは、テーマに長沢先生と通底している問題意識があるからです。それば現代日本資本主義の雇用構造の質的な劣化が行き着くところまで悪くなり、重大な社会政策上の大きな困難＝格差と貧困の定着・労働身分分化をひきおこし、そこに多くの青年層・女性層が組み込まれているという状況にあります。また、櫻井さんも、それはそれだけですんでいるのではなく、「今思い起こすと日本社会は重要な転換点に立っているのではと思うことがある。それは政治の面でも社会の面でも経済の面でもである」と言われています。

『イギリスにおける労働者階級の状態』以来、科学的な労働者階級の状態分析は、その国のあらゆる社会運動の基礎を提示する、と言われています。そうしたことから、この書籍の紹介を通じて、櫻井さんが評価するように「日本の労働者の酷い状態を再認識するには格好の書物」というのは最上の褒め言葉といえるでしょう。

「身分」という用語については、ILOが職業的な身分差別を撤廃する条約があり、日本も確か批准しているはずなのですが、たとえば司法判断において、解雇制限法理や整理解雇の4要件が派遣労働者に適用されず、黙示の雇用契約の成立が著しく狭い条件でしか認められない矛盾について考え、三菱電機派遣切り争議での判決においても、派遣先企業・三菱電機の雇用責任が認められず、雇用回復の措置がとられなかった事実は、これは日本の企業だけでなく、司法が職業的な身分差別を事実上容認しているということなのではないか、という観点から、雇用「身分化」という用語を理解することもありうるのか、とも思います。

櫻井さんの述べておられるように、「階層化された労働者を『身分化』というとらえ方には、一方での岩盤規制を崩していくという新自由主義的規制緩和との関係をどう捉えるかということをやや違和感を感じる」という問題はあるとは思いますが。でも抜け出ることができないカースト制のような身分まではいかないとしても、イメージとしては階層化よりも一段レベルが上がったもっと酷い構造が底にある、というとらえ方なのかも知れません。

2. 余り長い文章を書かないように、と言われていましたので、…

大変申し訳ありません。もうほとんど紙面を使い果たしていますが、猿田先生の記事についても、おだやかな小春日和のような雰囲気が読んでいて感じられ、本当に度しがたく遅れている日本社会の現状批判にたち、しかしながらこの社会に生き、この社会を愛して、どのような方向で変えていくかについての同時代を生きる人としての思いが伝わってきまして、まだ触れることができていませんが「伊勢湾岸部大都市圏開発の歴史構造と名古屋市政」と「変わるトヨタの賃金制度」、「紙面批評 185号を読んで」も含めまして、186号を通して素敵だなあ、一貫しているなあ、と感じました。これは愛知のたたかう労働組合運動のシンクタンクである愛知労問研の所報なのですから、当然と言えば当然のことなのかも知れません。

それぞれの内容について同じ程度に紙面批評をさせていただくとすると、おそらく倍の時間と倍の紙面が必要だと思われることからすれば、見崎さんの185号の紙面批評を3ページほど上回ったでしょうし、自分にはそれほどわかりやすく書く能力がありません。

「伊勢湾岸部大都市圏開発の歴史構造と名古屋市政」もお話しをおこしたもののなか、わかりやすく読みやすいですし、昔から事柄を本当に分かっている人の文章はわかりやすく、理解が不十分な人の文章ほど難解だと言われる度にコンプレックスを感じてきましたが、それはそのとおりだとも思います。ただ、猿でも分かる文章しか出さなければ猿はいつまでたっても猿でしかないんじゃないかとも思い続けています。

T生(読者)

団体会員の紹介①

日本自治体労働組合総連合(自治労連) 愛知県本部

自治労連は、

1980年代まで私たちは総評・自治労の一員として頑張っていました。しかし、政府・財界主導による国民・労働者犠牲の臨調・行革攻撃が激しくなる中、当時の総評・自治労は、これを支持し推進する「反共・労使一体、体制擁護」の路線に屈服し、総評は解体し、自治労は「連合」に吸収合併されました。

こうした状況と「労働者・国民の利益を守るまともな労働組合運動を」という期待と運動の高揚の中で、激しい反共・分裂組織破壊攻撃をのりこえ、「労働組合選択の自由」の権利を行使して自治労連は1989年3月17日結成されました。

組合員数は16万4千人で、正規職員だけでなく臨時・非常勤職員や、外郭団体職員さらには、公的セクターで働く「派遣・委託・請負」といった労働者も加入して、労働者の分け隔てなく労働条件の改善と労働者の地位向上をめざして頑張っています。

自治労連愛知県本部は

愛知県本部はその自治労連の地方組織です。愛知県本部には単組（たんそ）と呼ばれる県下の市町村職場の労働組合が加盟しています。中でも名古屋市職労と豊橋市職労は大きな組織です。愛知県本部の組合員数はおよそ2万人です。

（※2014年9月現在）

こういった活動しているのか

自治労連の基本的な運動スタイルは、①職場では組合員、職員を主人公に職場の対話と合意づくりで仕事や行財政を見直し、公務公共関連労働者の誇りと権利をとりもどすとりくみとして、②地域では、住民を主人公にして、住民との対話をすすめ、住民のくらしの実態にも向き合い、くらしと人権を守るとりくみを進めることを、一貫して追求しています。

自治労連愛知県本部は、

「憲法を仕事と暮らしに生かそう」をスローガンに運動を進めています。憲法を仕事と暮らしに生かし、花開く社会にする道こそ国民・労働者一人ひとりを大事にした社会となるものです。

自治体、民間とも意欲を持って働き続けられる職場にするために、民主的な職場の確立、賃金・労働条件を確保・改善することが大事になっています。全体の奉仕者として、住民の命と暮らしを守る自治体の力を発揮できるよう取り組んでいます。

元気な職場・労働組合活動を進めるために、組織の強化・拡大にも力を集中していきます。

労働情報この2ヶ月 2016年1月～2月

1月1日 ★マイナンバー運用開始「個人番号カード」交付へ★2015年の出生数、厚労省推計100万8000人★経団連会長「賃上げ経済界の意思」 政権寄り指摘に反論

1月4日 ★三菱東京UFJ銀、5年ぶりに制服復活 仕事始め★日立造船 ベア「ゼロでは通らない」9年ぶり賃上げへ★関電、人事・報酬諮問委を設置へ＝16年度から

1月5日 ★労基法改正案成立に意欲＝連合の会合で－塩崎厚労相★「解雇は重すぎる」元水上局長が日本郵便提訴★厚生年金 資格あるのに「未加入」200万人★第一生命、営業職員の初任給引き上げ2万円程度★三越伊勢丹、日本橋店などの営業時間短縮4月から★年収でなく月例賃金上げを＝16年春闘－神津連合会長

1月6日 ★愛労連・春闘共闘名古屋駅前宣伝★鳥取県 都会の逸材、日給7万円…職員を委嘱★「最低賃金が可能」「残業、休日出勤は喜んで！」外国人実習生に関する FAX

1月7日 ★転勤ない女性社員を本社に 損保ジャパン、管理職増へ★名古屋三越、休業日増やす方針 年3日→5日へ？

1月8日 ★愛労連・春闘共闘新春大学学習会・愛労連新春旗開き★22万円未払い、「湘南ゼミナール」に是正勧告★岐阜県職員パワハラ自殺訴訟が和解 9600万円支払い★自衛隊員過労自殺で遺族が国提訴「健康被害予見できた」

1月9日 ★オフィス家具再利用を＝企業向け指針策定へ－環境省

1月11日 ★トヨタ労組 ベア3000円要求へ グループ内格差を是正★ビキニ被ばく 労災申請へ 福竜丸以外、がん発症元船員ら

1月12日 ★エイ・ダイニングを書類送検 長時間労働の疑い★「非常勤の有休少なすぎ」で判決 大分県中津市に支払い命令 ★僧侶は労働者か 勤務中の事故で障害、労災認定求め訴訟★日本人は休みに世界一の無頓着 有休数知らない53%

1月13日 ★日本郵便、労基署からは正勧告＝非正規の残業代未払い★テレワーク会長賞に佐賀県など★ゼンセン、今春闘でベア要求2% パートの組合員も★石綿労災 日立造船、元従業員遺族と和解

1月14日 ★大王製紙社員の解雇「無効」 東京地裁、給与支払命じる★自動車総連、ベア3千円以上を正式決定 平成28年春闘★生が賃上げへ 営業成果給、内勤は一時金で★教員採用取り消し「適法」、県には賠償命令 大分地裁 非正規の2割「食事の回数減らした」 生活苦しのぐため★年金抑制策を拡大＝将来の負担軽減、法案提出へ－厚労省★県内社会福祉施設、労災110件 介護で腰痛目立つ 長野県

1月15日 ★3千円以上のベア要求提案 全トヨタ労連、16日決定★NTT労組は4千円 非正規社員も同水準を要求

1月16日 ★春闘要求を正式決定＝ベア3000円以上－全トヨタ労連★JAM春闘方針、6000円賃上げ要求正式決定 大手との格差是正★ひげの運転士ダメは「人権侵害」大阪弁護士会が勧告書★中小賃上げ、春闘の焦点に 景気回復で深刻な人手不足

1月18日 ★男性の育休に助成金 政府、大企業は30万円、中小60万円★労働審判、実施支部拡大へ＝日弁連の要望受け－最高裁★ブラックバイト パーと大学生が和解 解決金200万円で★高報酬業種は一般消費財 上級幹部200人調査

1月19日 ★スキーバス転落 残業協定結ばず バス会社、従業員と★首相、同一労働同

一賃金に意欲 施政方針演説で表明へ★半数の企業が「増加」＝メンタル不調の休職者一日生調査★冬のボーナス3.7%増＝主要企業は平均83万円－厚労省★3年連続で賃上げ要請＝ベアより年収重視－経団連春闘方針

1月20日 ★女性の雇い止めは無効 日本郵便へ支払い命じる★大学生の内定率80.4%、リーマン前と同水準★非正規労働者7割が年収200万円届かず…連合など調査★「社員をうつ病に」ブログ、社労士を懲戒処分へ 厚労省★改正給与法が成立 公務員給与、2年連続増★J&J、医療機器部門で3千人削減★20年までに500万人超失職 ロボットなど技術革新で自動化

1月21日 ★ドンキを書類送検へ 東京労働局 労基法違反の疑い★バス転落、労基法違反容疑で運行会社を捜索★解雇不当と兵庫医大を提訴 「虚偽記載」で元教授

1月22日 ★マツダ労組「ベア3000円」 自動車大手、要求案足並みそろろう★ぼうこうがん、別の工場でも 厚労省「業務関連性低い」★パークレイズ、投資銀行部門で1000人超削減 アジア業務も縮小

1月23日★福岡・日本語学校 留学生に違法長時間労働★休職中に風俗店勤務 女性職員を停職処分 印西市

1月24日 ★愛労連臨時大会・春闘方針確立★トヨタ労組、過去最高益なのに「ベア要求」半減の理由 優等生「春闘」に着いていけない系列企業たち

1月25日 ★資生堂と請負社員加盟労組地本が和解 神奈川県鎌倉市の工場★西日本高速社員自死は労災 長時間勤務、労基署が認定★「年収」か「ベア」か＝労使トップが火花－16年春闘スタート★厚労省 HP閲覧不能 復旧急ぐ★マイナンバー、またシステム障害 自治体への影響深刻化★「辞めない人材」を予測 アルゴリズムで離職率改善

1月26日 ★電機連合「ベア3千円以上」要求 春闘、過去3年で最低★トヨタ労組、ボーナス7.1カ月要求へ 昨年上回る水準★中電労組がベア要求へ 7年ぶり、2000円前後 ★7割が「残業時間減らず」 国家公務員「ゆう活」で★米スプリント、従業員2500人削減 ソフトバンク傘下

1月27日 ★サントリー 海外移籍制度を導入 事業強化へ幹部の育成策 ★深刻さを増すシャープの人材流出 他社が欲しい優秀な社員すでにいない？

1月28日 ★ドン・キホーテを書類送検 違法な長時間労働疑い ★電機連合、3000円以上を統一要求 29日に正式決定へ ★三井住友銀、社会人向け新枠 専門性高い若手人材確保目指す★「社員をうつ病に」ブログ、愛知県社労士会が臨時研修会★不本意非正規、10%以下に＝正社員転換へ数値目標－厚労省

1月29日 ★雇用保険料 賃金の0.8%に引き下げ、閣議決定★労使トップが会談、春闘本格化 賃上げの広がりが焦点★求人倍率1.27倍＝24年ぶり高水準、失業率は3.3%－12月★メーカー責任初認定＝「石綿警告表示怠った」－9社と国に2億円賠償命令・京都地裁★外国人労働者90万人＝過去最高を更新－昨年10月末

1月30日 ★シャープ、賃上げ要求困難で「統一闘争」離脱★女性の幹部登用低調 政府目標達成「可能」13%

1月31日 ★女性活用企業、入札で優遇＝政府が評価基準見直し★トヨタが国内全工場の残業、休日出勤取りやめ 2月1日から1週間 愛知製鋼の爆発事故が影響

2月1日 ★シャープ、給与2%カット継続へ 1年延長、労組側に打診★三越伊勢丹、販

売員に成果報酬 最高年100万円上乘せ★就活過密日程、学生焦りも 面接解禁6月に前倒し★地方就職「L〇活」厚労省が支援★ 廃棄食品横流しのダイコー、賃金不払い容疑 労基署聴取★厚労省HP また閲覧不能…衆議院や2省庁も

2月2日 ★主要企業調査 ベア実施3割 民間がアンケート★ ヤフー子会社元社員、顧客情報18万件持ち出し★7割が「残業時間変わらず」 国家公務員の「ゆう活」調査

2月3日 ★JA常陸 忘年会でセクハラ発言…男性管理職を解雇処分★トヨタ国内全工場、8日は休止 事故影響で部品も★人種差別で26億円支払い合意 トヨタ米金融会社と司法省 ★新規雇用のバス運転者、実技訓練を要請…国交省★米ヤフー、15%の人員削減 ネット事業売却も検討★やむなく非正規、ミドル男性の苦悩 気づけば40歳過ぎ

2月4日 ★労務士、業務停止3カ月へ 「うつ病に」ブログで厚労省

2月5日 ★愛労連トヨタ関連企業要請行動★2016年春闘 連合が闘争開始宣言決起集会★外国人労働者、最多の9万人超に 昨年10月末現在の県内 愛知県★東北大、パワハラで男性教授停職 工学研究科の60代男性教授★報酬最大650万円増を検討 名古屋市議会3会派

2月6日 ★社労士に職歴情報漏洩、ハローワーク課長ら逮捕★「ヤメ暴」雇用の企業に給付金 福岡県、全国初の新制度

2月8日 ★実質賃金、4年連続マイナス パート比率増加など影響 ★郵政労組が月6千円要求へ 3年連続ベア、前年同水準★トヨタ 国内工場を全面停止 13日まで★岐阜市職員自殺は公務災害＝長時間労働などでうつ発症

2月9日 ★固定残業代 労働条件を明記を…ブラック企業対策団体要請★国内のトヨタ全工場休止、仕入れ先に損害なら補償検討

2月10日 ★ジョイフル 正社員60歳定年制廃止 パートも雇用継続★遠藤五輪担当相 偽装請負で指導も…「承知していない」★女性活躍推進法への対応 4分の3の企業が「課題」 日本生産性本部調査

2月11日 ★トヨタ総行動、早朝ターミナル門前行動、決起集会に800人

2月12日 ★同一労働同一賃金 法制化へ 差別的待遇禁止、全非正規に★東芝労組 電機連合の春闘統一要求から離脱する方向★トヨタ労組ベア3千円を正式決定 春闘方針、17日に要求書提出★トヨタ労組、下請けと格差縮小に腐心★鉄鋼労組が春闘要求提出＝労使交渉スタート★高卒就職内定率90%＝25年ぶり高水準－文科省★教授を懲戒解雇＝研究費不正使用で－大阪大

2月13日 ★マイナンバー、民間事業者3社認定★部活顧問「ブラック過ぎ」 教員ら、改善求めネット署名

2月14日 ★マイナンバー誤って入力、別人のIDと偶然一致

2月15日 ★賃上げ企業、46.3%＝7年ぶり減少－帝国データ調査★〔春闘〕マツダ労組、ベア3000円決定★東芝労組、春闘統一交渉から離脱へ 巨額赤字転落受け

2月16日 ★就活スケジュール、企業の9割「守られていない」 経団連調査★ 東電労組、一般社員の年収回復要求 震災前の5%減水準★ベローチェ雇止め訴訟が和解 元バイト女性に解決金★マタハラ・セクハラ・パワハラ、対応窓口一本化★年金の株式直接投資見送り 自民、GPIF 改革案了承★シェル、英BGの買収完了6兆円で、1万人削減

2月17日 ★営業秘密持ち出し 容疑の日本ペイントHDの元役員を逮捕★自動車春闘始

まる ベア3千円、トヨタなど要求★トヨタ製造系、平均3244円のベア＝全122組合が要求－全トヨタ労連★NEC労組、ベア3000円要求提出★7年連続、ベア要求見送り＝シャープ労組★NTT労組、月4000円要求 3年連続賃上げ求める★関電労組が2年ぶり賞与要求復活 原発再稼働、業績回復で★労基署職員を逮捕＝女性宅侵入未遂容疑－石川県警

2月18日 ★愛労連地域総行動県下全域で早朝宣伝★パナソニック、社員の申し出で「同性婚容認」 就業規則見直し「祝い金」も支払う★オリンパスと社員が和解 内部通報後の配転めぐる再訴訟 異例の「全社員に通知」★電機労組、ベア3000円要求★厚労省「まるでブラック」非正規相談員の労働時間延長★大分労働局、製鉄所の点検要請へ 新日鉄住金、事故続き3人死亡★郵政労組、月6千円要求を表明 3年連続ベア★JP労組はベア6千円要求

2月19日 ★退職金減額「賃金の不利益、事前説明を」最高裁差し戻し★非正規と正規の賃金格差が最小に 水準6割は変わらず★パワハラ、和解後に再び＝社労士団体への賠償命令確定－最高裁

2月21日 ★低賃金にあえぐ日本の小売業界 打開策のヒントは「セイコーマート」かも？

2月22日 ★退職強要防止へ厳格化＝再就職助成、悪用の恐れ－厚労省★東芝とシャープ労組の統一交渉離脱を承認＝電機連合★東電労組、臨時雇用者の労組加入を要求 今春闘で200人★理想の上司「松岡修造さん1位」…新入社員調査★人材会社、国の「助成金」で稼ぐ裏ワザ？ 企業に社員の退職促して再就職支援…★在宅勤務は環境に有害か

2月23日★三井住友銀労組ベア要求見送りへ マイナス金利逆風で3年ぶり★東京海上労組もベア見送り検討…景気回復の遅れで★明治安田 一時払い終身保険値上げSMBC労組 ベア要求先送り マイナス金利余波★同一賃金へ専門家検討会＝安倍首相、議論加速を指示－政府★同一賃金、考え方は賛同＝雇用慣行の考慮必要－経団連会長★「ブラック企業」取り締まり、7割に違法行為★福島第1 原発にローソン 来月開業、労働環境改善

2月24日★国内正社員1500人、副職OKに ロート製薬★みずほFG労組 ベア要求3年ぶり見送り方針★抑うつ理由の解雇、無効認める判決 北秋田シルバー人材地位確認訴訟★業績悪化でベア見送り＝東芝労組、要求提出

2月25日 ★ベア要求、平均3810円＝自動車、電機など傘下49組合－金属労協★大ガス、グループの人材派遣会社をパナソに譲渡

2月26日 ★野村証券 解雇無効、元社員へ賃金支払い命令 東京地裁★ビキニ被曝訴え、元船員ら「労災」申請 62年前に航行

2月27日 ★厚生年金の未加入事業所、マイナンバーで特定加速

2月28日 ★三菱UFJ銀行もベア要求せず 3年ぶり、マイナス金利で★ブラックバイト根絶へ組織発足 京都労働局、府など連携

2月29日 ★ローパー退職勧奨、指南ビジネス広がる 複数の人材会社★就職難の若者は日本で就職せよ 韓国貿易協会が支援方針★日航の客室乗務員募集、1割増へ 17年度350人に★ベア要求、見送り広がる＝マイナス金利など響く－金融界★新任女性教諭自殺「業務が原因」と公務災害認定★勤務中喫煙で停職3カ月、大阪市 内規で禁止

※今号は、従来の様式と変えてみました。ご意見があれば編集部まで。

資料出所は「労働ニュース」<http://go-go-yankie.jugem.jp/>

☆ 2016 年 3 月 15 日以降の活動・集会予定など

3 月 17 日(木) 16 春闘労働者総決起集会

3 月 19 日(土) 戦争法廃止決起集会デモ

3 月 24 日(木) 労働法制改悪反対学習会

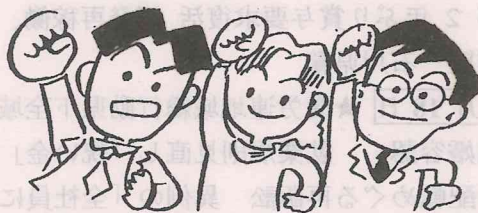
4 月 02 日(土) リニア問題学習会

4 月 09 日(土) 労問研所員会議

4 月 20 日(水) 第 85 回栄総行動

5 月 01 日(日) 第 88 回メーデー

5 月 14 日(土) 労問研理事会&所員会議 公開研究会 吉田豊氏



☆寄贈された書籍、購入書籍他

森岡孝二『雇用身分社会』(岩波新書) 中村浩爾編『労働運動の新たな地平』(かもがわ)
猿田正機編『トヨタの躍進と人事労務管理』----「日本的経営」とその限界、(税経出版)

★3 月も中旬になるとさすが春の訪れを実感します。今年の冬は気温の乱高下も激しかったです。おかげで体力に負担がかかり、健康状態が悪くなった人もみえたようです。それでも日も長くなりました。各地での桜の開花情報も聞かれるようになりました。眠っていた生き物も芽を出し、活動を始める季節がやってきます。私たちもこれから動いていかなくてはなりません。アベノミクスがはじけつつある中で、世界では欧米主導の国際秩序が崩れようとしています。この国会で安倍晋三は傲慢にも自分の任期中に「9 条改憲」を実現させたいようなことをのたまっています。そんなことを許すわけには生きません。

★すでに関係者には連絡していますが、研究所のメールアドレスを変更しました。

aichiromonken@gmail.com 今後はこちらのアドレスを使用してください。

★研究所では、廃棄する資料雑誌や保管していた所報などの PDF 化をすすめており、研究所の刊行物をホームページに掲載していく予定です。

★今回 187 号も皆さんの協力によって発行することができました。感謝感激です。充実した誌面になったと自負しています。引き続き、原稿執筆などよろしくお願いします。

文責 事務局編集部

*「所報」第 187 号(隔月刊) / 発行日 2016 年 3 月 15 日

*発行所・編集発行人 愛知労働問題研究所(略称: 労問研)

*〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町 9-3 労働会館 304 号

*Tel/Fax 052-883-6978 E メール aichiromonken@gmail.com

*HP の URL <http://www.roren.net/romonken/>

*研究所会費(年)個人 6000 円 団体 1 口・12000 円 読者会員 1200 円

*収入のない院生割引あり。要相談。郵便振替 00860-6-80604 愛知労働問題研究所

*三菱東京 UFJ 銀行・金山支店・普通口座 1368019

*お願い: 引き続き研究所の財政を支えるために、第 15 期・2015 年度の会費納入がまだな方、協力・納入をよろしくお願いします。m()m